

妊婦健康診査助成制度についてのQ & A



--- 助成の対象について -----

**① 予定日を過ぎて出産しました。
14回の受診票をすべて使用し終わってから妊婦健診に行った場合の自費分は？**

主治医又は助産師が必要と認め実施した妊婦健診(保険診療外)であれば、助成の対象となります。
母子手帳に妊婦健診の記録があるかご確認ください。

② 妊娠判定の診察・検査等(母子手帳をもらう前の受診)の自費分は対象になりますか？

助成制度の有効期間は受診票を受け取った日から出産の前までの妊婦健診となります。
母子手帳発行前の診察は対象外です。

**③ 受診票を使用して妊婦健診を受けましたが、無料にはなりませんでした。
自己負担分は助成してもらえますか？**

受診票を使用した際の超過分は助成の対象になりません。

④ 貧血検査のため血液検査を実施しました。助成対象になりますか？

妊婦健診(基本健診)をせず血液検査のみ受けた場合は対象外です。
基本健診14回以外の妊婦健診と合わせて行った検査で、保険診療にあたらなない場合は助成対象となります。その他検査についても、検査のみの受診や、保険診療で実施したものは対象外です。

--- 県外の医療機関等での妊婦健診受診について -----

**① あと2回県内の病院に受診してから、里帰り出産のために、県外の医療機関に受診する
予定ですが、申請は早めにした方がいいですか。**

県内の医療機関で『何回目の受診券まで使用するか、その他の検査のどの受診券を使用するか』
を確認させていただきますので、県内での妊婦健診終了後に申請いただきますようお願いします。

**② 32週頃から県外の産婦人科を受診する予定です。予約のため、26週前後で一度受診
するよう言われました。この時かかった費用は助成の対象となりますか？**

予約のための受診が妊婦健診にあたらなない場合や、保険診療による診察・検査等は助成の対象外
となります。県外で妊婦健診は事前に申請が必要ですが、県内の医療機関で受ける妊婦健診との
間隔によっては申請不要の場合があります。受診される前に、ご連絡・ご相談ください。

--- 問い合わせ先(平日 8:30~17:15) -----

御殿場市保健センター

📍 御殿場市西田中237-7



0550-82-1111 (保健センター代表)

0550-70-6655 (ママサポごてんば)